

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第4部門第1区分

【発行日】平成25年9月5日(2013.9.5)

【公開番号】特開2011-256691(P2011-256691A)

【公開日】平成23年12月22日(2011.12.22)

【年通号数】公開・登録公報2011-051

【出願番号】特願2010-165422(P2010-165422)

【国際特許分類】

*E 04 B 1/62 (2006.01)*

【F I】

E 04 B 1/62 C

【手続補正書】

【提出日】平成25年7月19日(2013.7.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

本発明のコンクリートクラック誘発目地装置によれば、従来のように目地材を結束線で縛り付ける必要がなく、目地材に沿って摺動させて容易に取り付けることができるので、目地材の設置に要する時間と手間を大幅に軽減することができる。また、本発明の目地装置では、目地材保持具を用いて目地材をボルトで構造用鉄筋に固定するので、従来の目地材における課題であった、設置が困難であることによる目地材と誘導板との心ずれの可能性を容易に回避することができ、高精度の施工を可能にすることができる。また、本発明の目地装置は、構造が簡単であるので廉価に提供することができ、故障などのおそれも少ないので維持管理が容易である。さらに、本発明のコンクリートクラック誘発目地装置の使用方法によれば、良好な施工性および高施工密度を保持しつつ、コンクリートクラック誘発目地材を設置することができる。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0023

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0025

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0025】

本発明のコンクリートクラック誘発目地装置においては、クラックの誘発を促進するために従来設けられていたコンクリート躯体表面の溝を設けなくとも使用することができるし(図7(a)の左側の図を参照)、従来通りに、コンクリート躯体表面に溝を設けて使用してもよい(図7(a)の右側の図を参照)。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0028

【補正方法】変更

**【補正の内容】****【0028】**

【図1】本発明の好ましい実施の形態に係るクラック誘発目地装置の目地材保持具を示した斜視図である。

【図2】図1の目地材保持具の分解斜視図である。

【図3】図3(a)は図1の目地材保持具の正面図、図3(b)は図3(a)の線3a-3aに沿って見た図(本体を破線で図示)、図3(c)は図3(a)の線3c-3cに沿って見た図である。

【図4】図4(a)はクラック誘発目地材を示した斜視図、図4(b)はクラック誘発目地材の横断面図の一例、図4(c)は1枚の板でクラック誘発目地材を形成する手順の一例を示した図である。

【図5】本発明のクラック誘発目地装置の使用を示した一連の図である。

【図6】クラック誘発目地装置の使用を説明するための斜視図である。

【図7】図7(a)はクラック誘発目地装置の使用を説明するための平面図、図7(b)は、図7(a)の線7b-7bに沿って見た図である。

**【手続補正5】**

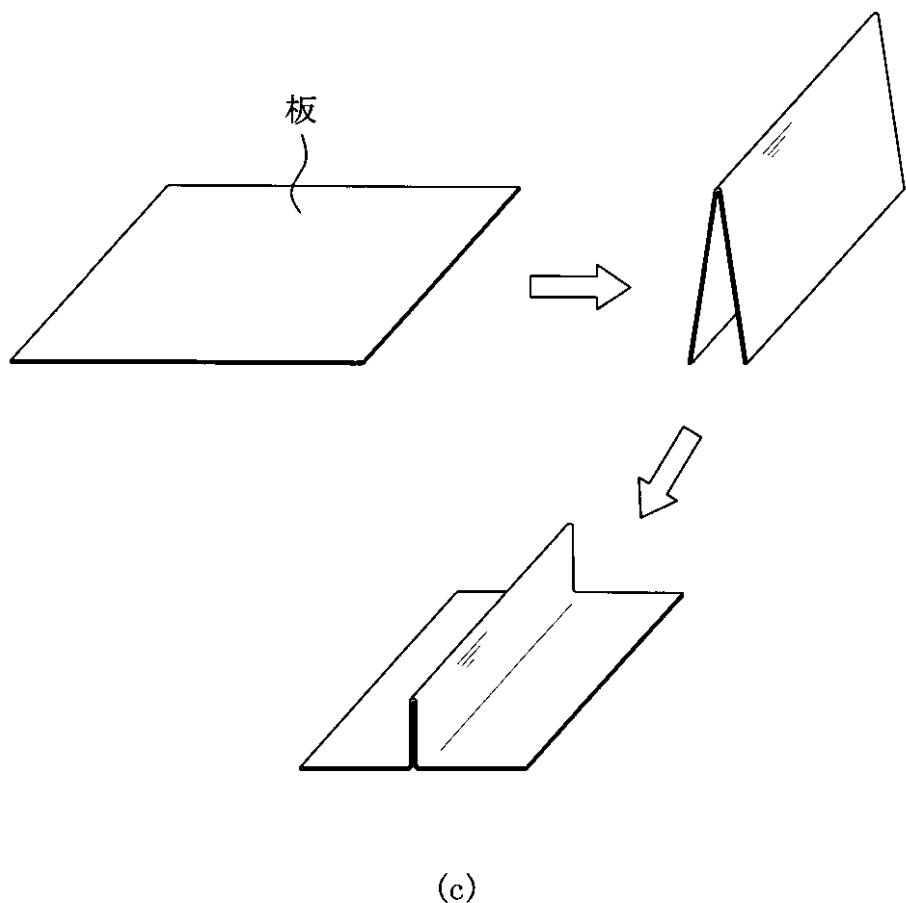
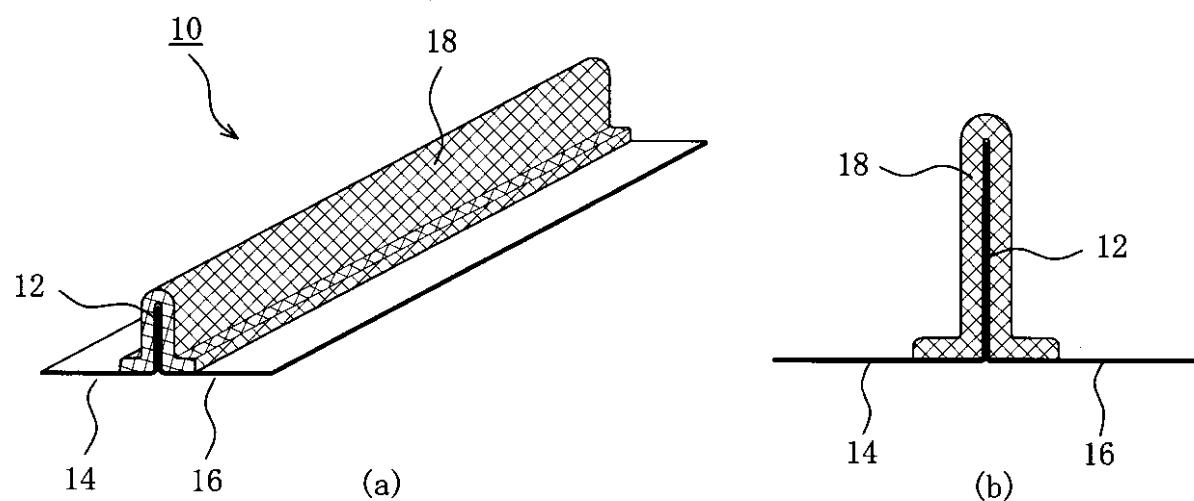
【補正対象書類名】図面

【補正対象項目名】図4

【補正方法】変更

【補正の内容】

【図4】



【手続補正6】

【補正対象書類名】図面

【補正対象項目名】図8

【補正方法】削除

【補正の内容】